

令和8年度あやせ市民芸術鑑賞事業 募集規定

1 開催期間	令和8年度あやせ市民芸術鑑賞事業開催期間一覧で指定した期間 午前9時～午後4時30分(初日は午後1時から、最終日は午後3時まで)
2 会場	市役所7階市民展示ホール
3 内容	文化芸術作品の展覧会を開催し、市民に芸術鑑賞の機会を提供します。
4 資格	・市内で文化芸術活動を行っている団体 ・出品者10人以上を確保可能な団体
5 作品	文化芸術活動により制作された、公共の場にふさわしい展示物であれば、平面・立体は問いません。会場を満たすことのできる作品数・サイズにしてください。
6 募集期間	令和7年7月1日(火)～7月31日(木)午前8時30分～午後5時(土・日・祝日を除く) ※電子申請は上記期間内であれば24時間可能です(最終日は午後5時まで)
7 申込方法	【出品申込書の場合】 必要事項を記入のうえ、次の書類を生涯学習課まで持参・メール・FAXのいずれかにより提出ください。メール・FAXの場合、受領後、担当の方にご連絡をいたします。 ・あやせ市民芸術鑑賞事業出品申込書 ・団体名簿 【電子申請の場合】 ○スマートフォンの方はこちらの二次元コードからアクセスし、お申し込みください。  ○パソコンから申請される場合は、下記URLから直接アクセスし、お申し込みください。 https://logoform.jp/form/joWK/1028436
8 抽選会	同一の開催期間に複数の団体が申込んだ場合は、応募団体による抽選で出品団体を決定します。なお、抽選会は抽選になった団体のみで行い、抽選会を開催する場合は参加する各団体に通知します。 抽選会: 令和7年8月8日(金) 午前10時～ 市役所5階 J5-2会議室
9 決定	申込み後、決定通知の送付をもって決定いたします。 ※電子申請のお申込みの場合は、メールにて決定通知を送付いたします。
10 随時募集	出品団体が決定しなかった開催期間については、各搬入日の2か月前まで、随時申込みを受け付けます。
11 作品管理	作品の管理は、出品団体の責任において管理し、破損等の損害については、その責を負いません。(心配な場合は各自で保険に加入してください)
12 展覧会の運営	<u>展覧会の運営に係る以下の①～⑤の内容について、出品団体が行うことを御承諾いただいた上で、参加のお申込みをお願いいたします。</u> ① 作品の搬入出及び展示・撤去 ② 会場の設営及び終了後の片付け(可動パネルとスポットライトの設置・片付けを含む) ③ 土・日の開催時の会場の開錠・点灯及び施錠・消灯 ④ 展覧会中の受付及び質問等への対応(常時2名以上を必要とします) ⑤ 実施報告書の提出
13 事業周知	市広報及びホームページにおいて、事業周知を行います。また、庁舎内看板についても生涯学習課で作成します。 <u>この他に団体独自の周知活動(チラシ・案内状・看板等)を行う場合は、必ず作成申告書の提出と合わせて、内容等を生涯学習課と協議し実施してください。</u>

申込み・問合せは、綾瀬市市民環境部生涯学習課生涯学習担当
 電話：0467-70-5670 FAX：0467-70-5703
 メール：wm.705670@city.ayase.kanagawa.jp